



資料 1 - 1

平成22年度地域情報化施策説明会資料

「光の道」整備推進事業について

「光の道」

2015年頃を目途にすべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用

➡ 利活用による医療・教育・行政等の飛躍的向上、地域の活性化(新たな情報通信技術戦略、新成長戦略)

【第1の柱】

規制改革による「光の道」整備推進

ICT利活用推進一括化法案により措置

新たな公的支援策の方向性

1. 超高速ブロードバンド未整備地域の解消

- 利用100%の前提として、未整備地域の解消が必要。
- 米国の国家ブロードバンド計画、豪州のNBN構想においても公的支援を実施。

2. 民間事業者の投資インセンティブ

- すべて国費投入により整備するのではなく、民間投資のインセンティブとなるような支援策が必要。

3. 官と民のパートナーシップ

- 公設民営方式(IRU)等を活用。

4. 利活用と一体

- 公共アプリケーションによる利活用を前提。
- 公共施設も活用。

5. 光と無線のハイブリッド方式も活用

- 光だけでなく、投資効率も踏まえ、無線システムとのハイブリッド方式も活用。

【第2の柱】

公的支援策の再構築による「光の道」整備推進

(注) インフラ整備だけでなく、「地域ICT利活用広域連携事業」等によるICTの徹底利活用の推進を併せて実施。

【第3の柱】

NTTの在り方見直しによる「光の道」整備推進

概要

2015年頃を目途に、すべての世帯で超高速ブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現を加速させるため、教育・医療等の分野における公共アプリケーションの導入を前提とした超高速ブロードバンド基盤整備を実施する地方公共団体等に対し、事業費の一部(3分の1)を支援する。
(23年度予定額:24億円)

超高速ブロードバンド 利用可能率(インフラ整備)

超高速ブロードバンドが利用可能な世帯 94%

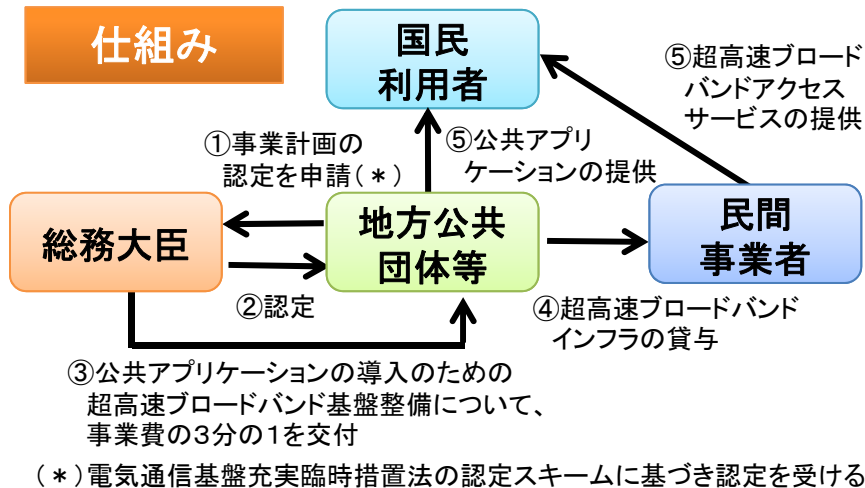
利用できない世帯 6%(約320万世帯)

【2011年3月末時点(推定)】

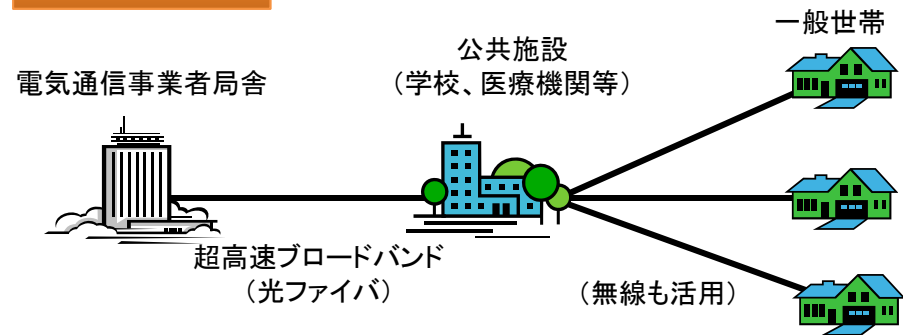
自治体等による利活用と一体的なインフラ整備を支援

- ・ 超高速ブロードバンド未整備地域であって、当該地域に過疎、辺地、山村、離島等の条件不利地域を含むものについて整備する事業が対象。
- ・ これにより整備されるインフラの利用を促進するため、医療、教育等の公共アプリケーションの導入を前提とする。

仕組み



イメージ



意向調査とりまとめ

平成22年10月に実施した、地方自治体の意向調査に係る結果について

- ・ 提出があった自治体数:386自治体
※広域連合等を含む。

概要

「光の道」(超高速ブロードバンド)の利活用を促進するとともに、その利活用の地域格差の解消に資するため、条件不利地域において超高速ブロードバンドを活用した公共アプリケーション(システム)を病院、学校等の公益的施設に導入するために必要となる設備を取得した事業者に対し、法人税及び固定資産税の特例措置を適用する。

1 措置内容

- ①法人税: 取得価額の15%の特別償却
- ②固定資産税: 取得後3年度分の固定資産税の課税標準を3/4に圧縮

2 対象者

電気通信事業を営む者(資本金1億円以下、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく認定を受けた者に限る。)

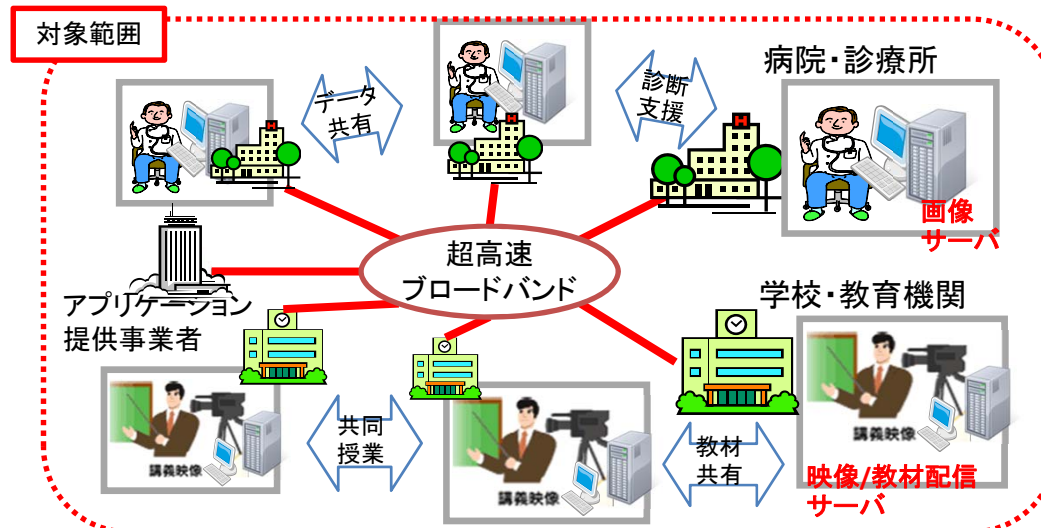
3 対象設備

公益的施設に教育・医療の公共アプリケーション(システム)を導入するために必要となる加入者系光ファイバケーブル、ファイアウォール、ルーター又はスイッチ、サーバ、ソフトウェア(法人税のみ。サーバと一体的に導入されるもの。)

4 対象地域

- ①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄

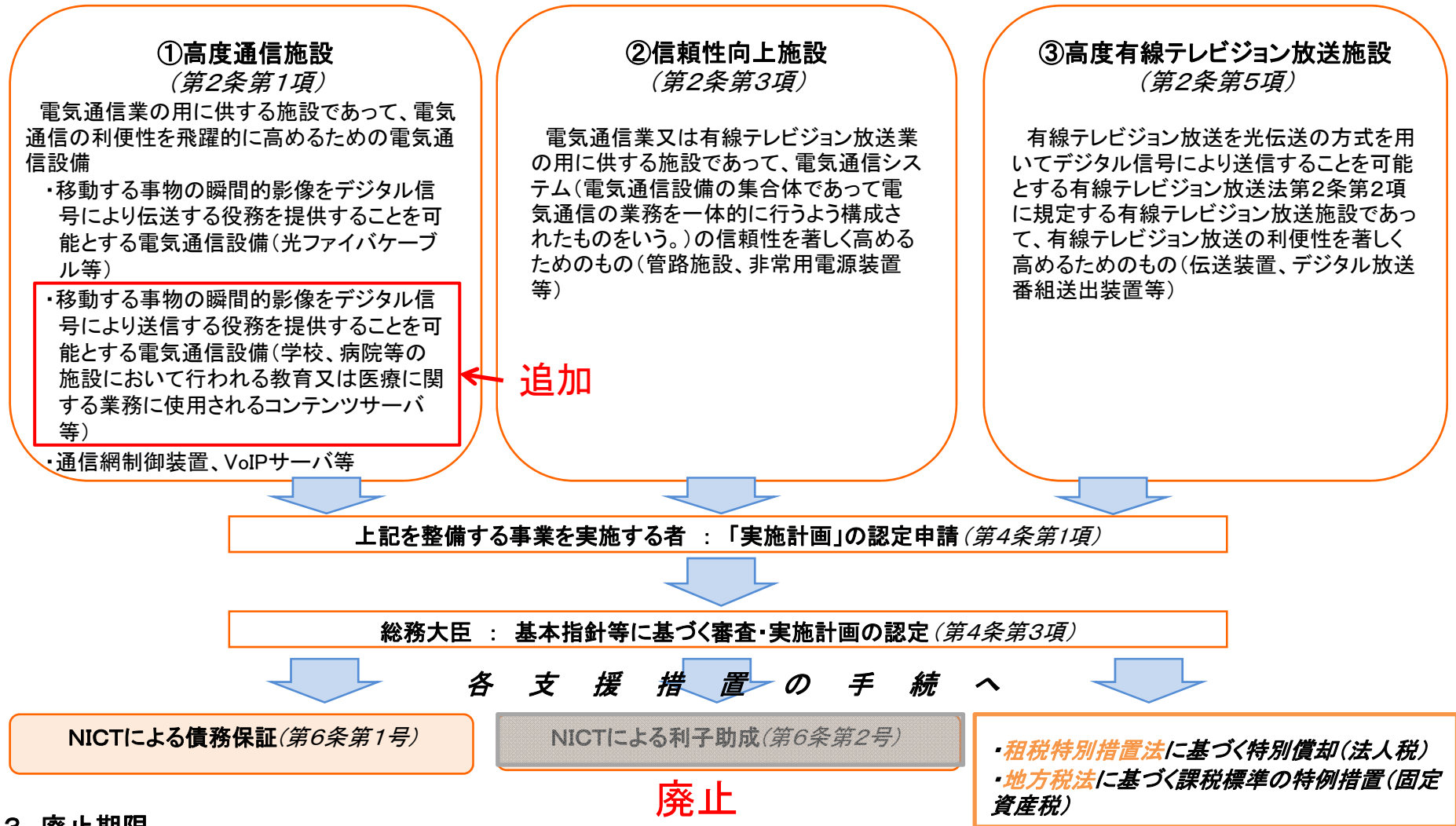
イメージ



1. 電気通信基盤充実臨時措置法(平成3年法律第27号、「基盤法」)の目的

この法律は、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする(第1条)。

2. 基盤法のスキーム



3. 廃止期限

平成23年5月31日



平成28年5月31日に延長

新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部) 抄

II. 2. 地域の絆の再生

- 2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」を完成させることにより、暮らしに密着した医療・教育・行政等の飛躍的な向上や地域の活性化を実現する。

<新たな情報通信技術戦略 工程表(平成22年6月22日)>

2. (4) i) 地域の活性化

- 「光の道」構想の推進

総務省: 2010年内に具体策を確定し、2011年度に向けて所要の法案等を提出

新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定) 抄

第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

成長を支えるプラットフォーム

(5) 科学・技術・情報通信立国戦略

～IT立国・日本～

(情報通信技術は新たなイノベーションを生む基盤)

情報通信技術は、距離や時間を超越して、ヒト、モノ、カネ、情報を結びつける。未来の成長に向け、「コンクリートの道」から「光の道」へと発想を転換し、情報通信技術が国民生活や経済活動の全般に組み込まれることにより、経済社会システムが抜本的に効率化し、新たなイノベーションを生み出す基盤となる。

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

成長を支えるプラットフォーム

V 科学・技術・情報通信立国における国家戦略プロジェクト

16. 情報通信技術の利活用の促進

(前略)。また、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)を中心に、情報通信技術の利活用を阻害する制度・規制等の徹底的な洗い出し等を実施する。あわせて、「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用)の実現を目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。